

	後期高齢者医療に加入している人	国民健康保険に 加入している人		
対象	全ての人 ※マイナ保険証を持っている人にも交付	マイナ保険証を 持っていない人	マイナ保険証を 持っている人	マイナ保険証を持っていても利用が困難な人
するもの お届け	資格確認書(紫色) ※加入者個人あてにお届けします	資格確認書 (薄青色の名刺サイズ) ※世帯主あてにお届けします。なお、両方が届く世帯は、 2つのお届け物が同封できないため同時に届きません	資格情報のお知らせ (A4用紙)	
受診時に使用 するもの	●マイナ保険証もしくは資格確認書を医療機関の窓口で提示してください。 ※令和7年7月31日まで有効な限度額認定証などの交付を受けていれば、資格確認書に負担区分が併記されています	●資格確認書を医療機関の窓口で提示してください。	●マイナ保険証を医療機関の窓口で提示してください。 ※「資格情報のお知らせ」を提示するだけでは受診できません	※ 要申請 ※ 介護が必要な高齢のかたや、障がいがあるかたで、マイナ保険証の利用が困難な場合は、申請をすることで資格確認書を交付します。

7月末までに
国民健康保険と
後期高齢者医療の
資格確認書等が届きます

問い合わせ

市保険年金医療課
国民健康保険に関すること☎0940・43・8127
後期高齢者医療に関すること☎0940・43・8128

マイナ保険証の利用登録状況は、ご自身でマイナポータルにログインすることで確認できます。



マイナ保険証を持っている場合は、限度額認定証や限度額適用・標準負担額認定証は令和7年8月1日から原則として交付しません。ただし入院期間が90日を超えるときは、申請が必要な場合があります。詳しくはこちらからご確認ください。



後期高齢者医療に加入しているかたの限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証は、こちらからご確認ください。



詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

受付開始日 7月1日(火) ※令和7年度分
持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳
②運転免許証などの写真付きの

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請によって認められると、保険料が全額または一部免除されます。納付猶予制度もあります。また、申請はオンラインでも可能です。窓口での待ち時間がなく大変便利です。

7月1日(火)受付開始
保険料免除・猶予申請制度は
便利なオンライン申請を

国民年金の
アレコレ

国民年金に関する大切な情報を
ギョギョっとまとめました!!

問い合わせ

東福岡年金事務所☎092・651・7967
市保険年金医療課☎0940・43・8127

令和4年10月から窓口負担割合に2割が導入されました。急激な負担の増加を抑え必要な受診の抑制を招かないよう、2割負担の人が1カ月当たりの外来受診で支払う額を、1割負担の場合と比べて増加額を3千円ま

2割負担の人への
配慮措置が終了します

令和4年10月以降に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送ります。届いたら、必ず自分の保険料を確認してください。

保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と個人ごとの総所得金額などに応じて負担する「所得割額」の合計です。

医療保険料額決定通知書を送ります

後期高齢者
医療制度
対象の皆さんへ

問い合わせ

市保険年金医療課
☎0940・43・8128
県後期高齢者医療広域連合
☎092・651・3111

【マイナ保険証のメリット】
●薬や受診の履歴に基づいた、より良い医療が受けられる
●手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

マイナ保険証にはさまざまなメリットがありますので、マイナ保険証を使用できるかたは、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証を
ぜひご利用ください

なお、通知作成日時時点で亡くなっている人の通知は発送されません。通知が必要な場合は、再発行の手続きをすることで、相続人代表者に発行できます。

健康や医療費に対する認識を深めてもらうため、年3回、医療費通知を発行しています。通知の発送時期は、7月末(前年の12月)・3月診療分、11月末(4月)・7月診療分、2月中旬(8月)・11月診療分)です。

年3回
医療費通知を発送します

でに抑える配慮措置があります。この配慮措置は令和7年9月診療までで終了となります。

20歳～60歳まで
40年間付加保険料を
納めた場合

40年間の付加保険料
納付額の合計

192,000 円
(400 円 × 12 カ月 × 40 年)

↓

加算される年金額

96,000 円(年額)
(200 円 × 12 カ月 × 40 年)

つまり…
受給期間が2年を超えれば、
納付した保険料以上の
金額を受給できる

国民年金の一般保険料に加え、月々400円の付加保険料を納めると、受給する年金額を増やすことができます。詳しくは左の図をご覧ください。なお、付加保険料は申し出をした月分から支払いが発生し、さかのぼって加入できません。また、国民年金基金との併用はできません。

対象 保険料の免除や猶予を受けている人を除く国民年金の第1号被保険者、65歳以上を除く任意加入被保険者

持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳
②運転免許証などの写真付きの

本人確認書類 ③失業を理由に申請する場合は失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの書類

国民年金の一般保険料に加え、月々400円の付加保険料を納めると、受給する年金額を増やすことができます。詳しくは左の図をご覧ください。なお、付加保険料は申し出をした月分から支払いが発生し、さかのぼって加入できません。また、国民年金基金との併用はできません。

対象 保険料の免除や猶予を受けている人を除く国民年金の第1号被保険者、65歳以上を除く任意加入被保険者

持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳
②運転免許証などの写真付きの

国民年金付加保険料で
年金額の増額を

本人確認書類 ※口座振替を希望する場合は預貯金通帳とその届出印が必要です

年金相談のお知らせ

東福岡年金事務所では、年金事務所での年金相談の他、ふくとびあでの出張相談も行っています。年金の受給に関する相談や、年金請求書の提出ができます。予約が必要で、内容によっては相談を受けることができない場合がありますので、予約の際に確認してください。

受け付け 東福岡年金事務所 ☎092・651・7967 ※音声ガイダンスが流れますので「1」の後に「2」を押してください

場所 ふくとびあ

日時 毎週水曜日の午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
※祝日および12月29日～1月3日は除く